

報道関係者各位

令和5年12月21日

令和6年文化財防火運動の実施について

文化財を火災等の災害から守り国民的財産として永久に保存するため、市民の文化財愛護意識の高揚を図るとともに、文化財所有施設等における火災危険の排除と防火対策の確立を図ることを目的とする。

1 実施期間

令和6年1月26日（金）の文化財防火デーを中心に実施

2 統一標語

『 火災から みんなで守ろう 文化財 』

3 主な関連事業

(1) 防火査察の実施

文化財防火デーを中心に管内の社寺等の防火査察を実施

(2) 消防訓練の実施（消防署、消防団、関係者等合同訓練）

ア 東消防署管内 行永家（小倉 831 番地）

1月21日（日） **実施時間調整中**

（※決定後、お知らせいたします）

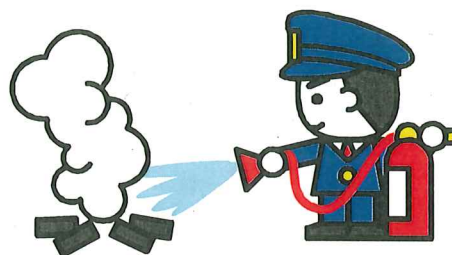
イ 西消防署管内 天台寺（天台 299 番地）

1月21日（日） **実施時間調整中**

（※決定後、お知らせいたします）

(3) 広報活動等の実施

文化財の防火に関する各種広報活動の実施（巡回広報・ポスター掲出）



【お問い合わせ先】

舞鶴市消防本部予防課（担当：安久）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-0119、FAX: 0773-64-5520

<https://www.maizuru119.com/>



SDGs 未来都市